

2024年6月7日

被保険者 各位

カルビー健康保険組合

理事長 人見 泰正

(公印省略)

2024年12月2日付 健康保険証新規発行廃止に伴う
マイナンバーカードを「マイナ保険証」として利用する手続きのお願い

先般、国から健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法において、**現行の健康保険証の新規発行については、2024（令和6）年12月2日付で廃止し、マイナンバーカードを「マイナ保険証」として利用する仕組みへの移行が決定されました。**（※尚、既に発行済の健康保険証につきましては2025（令和7）年12月1日まで使用可能です。）まだ手続きがお済みでないという方は以下の通り、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 対象者

- ・被保険者
- ・被扶養者（健康保険の扶養となっているご家族の方）

2. マイナンバーカードを「マイナ保険証」とする利用手続き

（1）会社（事務委託先もしくは委託先社労士）へマイナンバーの登録申請を行います。

マイナンバーの登録申請の詳細は、会社へご確認ください。申請後、会社（事務委託先もしくは委託先社労士）経由で健保組合へマイナンバーが連携されます。

（2）対象者各自でマイナンバーカードの「マイナ保険証」利用登録をお願いします。

登録は、厚労省「マイナポータル」や医療機関のカードリーダー、セブン銀行ATM、市区町村の窓口でできます。

（3）上記（1）（2）が完了後、マイナンバーカードの医療機関での利用が可能となります。

上記の（1）、（2）が完了していない場合、医療機関で「エラー」となり、全額自己負担となる場合があります。

3. その他

- ・「マイナ保険証」とはマイナンバーカードを取得後、健康保険証の情報をひも付け（登録）したものです。（マイナンバーカードの取得は、市区町村へご確認ください。）
- ・2024（令和6）年12月2日時点で、会社でのマイナンバー登録が完了していない方には、健保から「マイナ保険証」の代替として使用できる「資格確認書」を発行しますので、医療機関受診時にご使用ください。（但し、「マイナ保険証」と違い、利便性が悪い場合があります。）
- ・「マイナ保険証」利用の場合、医療機関では「限度額適用認定証」の提示は省略が可能です。但し、「資格確認書」利用の方は、従来通り健保組合へ発行申請し、発行された「限度額適用認定証」を医療機関へ提示ください。

以上